



工事下請負契約書

請負人
(甲会社名) NCLAVE JAPAN 株式会社

下請負人
(乙会社名) 株式会社メデア



称： 【 SUGIMOTO YAMAGATA 太陽光発電所新設工事】

所： 山形県東置賜郡川西町大字大舟 2026

： 自 平成 29 年 10 月 15 日 至 平成 30 年 6 月 30 日

負契約金額：

： 310,108,765 金円 (内消費税、22,971,020 金円)

NCLAVE JAPAN 株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社メディア（以下「乙」という。）は、甲が山形県米沢市において実施する太陽光発電事業に係る工事の下請負に関して、以下のとおり契約を締結する。

第1章 総論

第1条 許認可申請

1. 本工事の実施に必要な許認可関係の申請業務に関しては、事業者もしくは甲の責任において行うものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、許認可申請及び届出手続きに関する書類、図面の作成について、甲に協力するものとする。
2. また、施工業者として行うべき申請及び届出手続きについては、乙の責任において行うものとする。

第2条 法令等遵守の義務

1. 甲及び乙は、この工事の施行にあたり建設業法、その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令を遵守する。
2. 甲は、乙に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示、指導を行い、乙はこれに従う。
3. 労働災害補償保険の加入は元請が行うが、甲及び乙は労災上乗せ保険の加入を必要とする。

第3条 書面主義

1. この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、この約款に別に定めるもののほか原則として、書面により行う。

第4条 定額請負契約金額及び支払い方法

1. 本工事に係る定額請負契約金額（以下「本契約金額」という。）は、下記の通りとする。

総 額：金 310,108,765 円（内消費税、22,971,020 金 円）

2. 本契約金額については別紙4として工事金額内訳書（契約見積書）を本工事下請負契約書に添付する。なお、乙は、工事金額内訳書に明記が無くとも甲の発行する設計図書、指示書（RFP および付属文書を含む）に一致して本工事を完成させるものとする。
3. 甲は、以下の分割払いにて本契約金額を支払う。
 - (1) 契約時：本契約金額の10%（乙の請求書発行日より30日後までに支払う）
 - (2) 出来高払い（月毎）：乙は毎月25日（締切日）までに請求書を甲に提出する。甲は以下の条件が満たされていることが確認された場合、毎月の締切日より45日後までに支払う。
 - a. 全ての杭、架台、モジュールが承認図面通りに取り付けられていること。
 - b. 施工要領書に基づいた各種検査に合格していること。
 - c. 残工事リストに記載される事項がすべて完了していること。
 - d. 不要材料の片付け、乙所掌の仮設物の撤去が終了していること。

(1) 第5条 工期

1. 本工事の工期は 29年10月15日から30年6月30日とする。また乙は別紙5. 工程表に記載されている詳細及び諸条件に従うものとし、甲の要請に応じて人員、機械その他必要な資機材の入場・搬入工程を作成し、甲の承認を得るものとする。
2. 甲は、乙に起因する工事進捗の遅れが認められた場合（例として週毎の進捗に遅れが生じた等）、乙に対し2週間～4週間の内に遅れを取り戻すに必要な措置を要求出来る。なお、甲は、乙に工事進捗に対する改善が見られない場合、工事進捗の回復を目的として他の施工会社を雇用することが出来る。他の施工会社を使用するにあたり発生する全ての費用については乙の負担とする。

第2章 工事

第6条 関連工事との調整

1. 甲は、工事を円滑に完成するため関連工事との調整を図り、必要がある場合は、乙に対して指示を行う。
2. 乙は関連工事の施工者と緊密に連絡調整を図り、本工事の円滑な完成に協力する。

第7条 一括委任又は一括下請負の禁止

1. 乙は、一括してこの工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ元請及び甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第8条 関係事項の通知

1. 乙は、甲に対して、この工事に関し、次の各号に掲げる事項をこの契約締結後遅滞なく書面をもって通知する。
 - (1) 現場代理人及び主任技術者の氏名
 - (2) 雇用管理責任者の氏名
 - (3) 安全管理者の氏名
 - (4) 工事現場において使用する一日あたり平均作業員数
 - (5) 工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
 - (6) その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項。
2. 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

第9条 下請負人の関係事項の通知

1. 乙がこの工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせた場合、乙は、甲に対して、その契約（その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、それらすべての契約を含む。）に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。
 - (1) 受任者又は請負人の氏名及び住所
 - (2) 建設業の許可番号
 - (3) 現場代理人及び主任技術者の氏名
 - (4) 雇用管理責任者の氏名
 - (5) 安全管理者の氏名
 - (6) 工事の種類及び内容
 - (7) 工期
 - (8) 受任者又は請負人が工事現場において使用する一日あたり平均作業員数
 - (9) 受任者又は請負人が工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
 - (10) その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項。
2. 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

第10条 監督員

1. 甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知する。
2. 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査。
3. 甲は、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときはその委任した権限の内容を、二名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、書面をもって乙に通知する。
4. 甲が第一項の監督員を定めないときは、この約款に定められた監督員の権限は、甲が行う。

第11条 現場代理人及び主任技術者

1. 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営取締りを行うほか、この約款に基づく乙の一切の権限（本契約金額の変更、本契約金額の請求及び受領、工事関係者に関する措置請求並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使する。ただし、現場代理人の権限については、乙が特別に委任し又は制限したときは、甲の承諾を要する。
2. 主任技術者は工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる。
3. 現場代理人と主任技術者とはこれを兼ねることができる。

第12条 工事関係者に関する措置請求

1. 甲は、現場代理人、主任技術者、その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、作業員等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
2. 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
3. 甲又は乙は、前2項の規定による請求があつたときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

第13条 工事材料の品質及び検査

1. 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、同等の品質を有するものとする。
2. 乙は、工事材料については、荷受け後、使用前に数量、寸法等の確認を行い監督員の検査に合格したものを使用する。
3. 監督員は、乙から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。
4. 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出しない。
5. 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については遅滞なく工事現場外に搬出する。
6. 第二項から第五項の規定は建設機械器具についても準用する。

第14条 監督員の立会及び工事記録の整備

1. 乙は、工事材料については、監督員の立会を受けて使用し、検査に合格したものを使用する。
2. 乙は、水中の工事又は地下に埋設する工事その他施工後外面から明視することのできない工事については、監督員の立会を受けて施工する。

3. 監督員は乙から前二項の立会又は検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。
4. 乙は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところによりその記録を整備し、監督員の要求があつたときは、遅滞なくこれを提出する。

第15条 支給材料及び貸与品

1. 甲から乙への支給材料及び貸与品の品名 数量 品質 規格 性能 引渡場所、引渡時期、返還場所又は返還時期は、設計図書に定めるところによる。
2. 工程の変更により引渡時期及び返還時期を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議してこれを変更する。この場合において必要があると認められるときは、工期を変更する。
3. 監督員は、支給材料及び貸与品を、乙の立会のうえ検査して引き渡す。この場合において、乙は、その品質、規格、数量又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認められたときは遅滞なくその旨を書面をもって甲又は監督員に通知する。
4. 甲は、乙から前項後段の規定による通知（監督員に対する通知を含む。）を受けた場合において、必要があると認めるときは設計図書で定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品質、規格等の変更を行うことができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して、工期又は本契約金額を変更する。
5. 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって、使用及び保管し、乙の故意又は過失によって支給材料又は貸与品が滅失若しくははき損し、又はその返還が不可能となったときは 甲の指定した期間内に原状に復し 若しくは代品を納め、又はその損害を賠償する。
6. 乙は、支給材料又は貸与品の引渡を受けた後第三項の検査により発見することが困難であつた隠れたかじがあり、使用に適当でないと認められるときは、遅滞なく監督員にその旨を通知する。この場合においては、第四項の規定を準用する。

第16条 設計図書不適合の場合の改造義務

1. 乙は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従う。

第17条 条件変更等

1. 乙は、工事の施工にあたり、次の各号に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求める。
 - (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと
 - (2) 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）
 - (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること
 - (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと
2. 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、その指示を含む。）を書面をもって乙に通知する。

第18条 損害賠償

1. 甲および乙は、本契約の規定に違反して相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する。

第19条 一般的損害

1. 工事目的物の引渡前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（この契約において別に定める損害を除く。）は、乙の負担とする。

ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

第20条 第三者に及ぼした損害

1. この工事の施工についての第三者（この工事に関係する他の工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。）に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたもの及び工事の施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。
2. 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては甲乙協力してその処理解決にあたる。
3. 乙の使用する重機、甲から乙への貸与重機、機器等を使用することに起因し、原状地盤に重機の走行跡、地盤の乱れを生じさせた場合、乙は原状回復を行う。

第21条 天災その他不可抗力による損害

1. 天災その他不可抗力によって、工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料又は建設機械器具（いずれも甲が確認したものに限る。）に損害を生じたときは、乙が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、甲がこれを負担する。
2. 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、甲乙協議して定める。
 - (1) 工事の出来形部分に関する損害
 - (2) 損害を受けた出来形部分に相応する本契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 工事材料に関する損害
 - (4) 損害を受けた工事材料に相応する本契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (5) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害
 - (6) 損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、この工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
3. 第1項の規定により、甲が損害を負担する場合において、保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。
4. 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片づけに要する費用は、甲がこれを負担する。この場合における負担額は、甲乙協議して定める。

第3章 検収・引渡条件

第22条 検査及び引渡

1. 乙は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって甲に通知する。
2. 甲は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく乙の立会のうえ工事の完成を確認するための検査を行う。工事の完成とは次の各号の条件を満たすことをいう。
 - (1) 設計図書に示されるすべての部材が所定の仕様通りに取り付けられていること。
 - (2) 施工要領にしたがった検査に合格していること。
 - (3) 最終検査時に作成される残工事リスト上のすべての項目が完了していること。
 - (4) 乙所掌の仮設物、残材が工事用地から撤去されていること。工事の完成が確認された場合、甲は当該検査の結果を書面をもって乙に通知する。
3. 甲は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。

第4章 保証条項

第23条 瑕疵担保責任

1. 本工事に乙の責に基づく施工上の瑕疵があるときは、甲は、乙に対して、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を求めることができる。
2. 前項の規定は、次の各号に該当する場合には適用されないものとし、乙は、瑕疵担保責任を負わない。
 - (1) 完成検査終了日から1年を超えるとき。（但し、重大な瑕疵を除く）
 - (2) モジュール・パワコン・自体の瑕疵及びモジュール・パワコン・に起因する瑕疵であるとき。
 - (3) 第22条に定める不可抗力によって生じた瑕疵であるとき。
3. 甲は、第1項の瑕疵があることを知ったときには、遅滞なく書面をもってその旨を乙に通知しなければ、第1項に規定する瑕疵の修補を求めることができない。但し、乙が瑕疵のあることを知っていたときはこの限りではない。

第24条 保証責任

1. 乙は、甲に対し、モジュール・パワコン・工事材料・工所用機器について、製品、性能に関する保証（出力保証、発電効率に関する保証その他モジュール・パワコンに関する一切の保証を含む）及び経年劣化について一切の責任を負わないものとする。
2. なお、モジュールの設置の状態に起因して、水溜まり、落ち葉、汚れ等の日常の管理不具合からモジュールの性能に影響を与えたとき、又は本発電設備の隣接地に建設された高層建物等の後発的事情によってモジュールの性能に影響を与えたとき等、事情のいかにかかわらず性能・能力については保証しないものとする。

第5章 契約条件の変更

第25条 甲の請求による工期の短縮等

1. 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して定める。
2. この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは甲乙協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。

第26条 契約金額の変更

1. 次の各号の一にあたる場合は、甲又は乙は、相手方に対して本契約金額の変更を求めることができる。
 - (1) 甲の依頼により工事の追加など変更があったとき。
 - (2) 甲の依頼による工期の変更があったとき。
 - (3) 契約期間内に予期することのできない法令の制定・改廃・経済事情の激変などによって、本契約金額が明らかに適当でないと認められるとき。
 - (4) 中止した工事または災害をうけた工事を続行する場合、本契約金額が明らかに適当でないと認められるとき。

2. 契約金額の変更にあたっては、単価、価格について甲乙協議して決めるものとする。

3. 「別途追加工事」

甲の依頼により本契約金額以外の地盤改良作業（コンクリート処理）またはポストカットの追加工事が発生した場合、乙があらかじめ別紙にて本契約書に添付してあるそれらの追加工事金額内訳書に基づき甲乙協議のうえその金額内訳書に記載される単価より追加作業発生分を乗算して総数を算定するものとする。この場合金額確定後甲は乙に対しその総額を別途清算してその請求額を支払うものとする。

第6章 違約条項

第27条 履行遅滞の場合における損害金

1. 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は乙から1日あたり本契約金額の0.25%を損害金として徴収して工期を延長することができる。ただし、当該工事履行遅延による損害金の総額は本契約金額の10%を上限とする。

第7章 契約解除等

第28条 工事の変更及び中止

1. 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更する。

2. 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の全部又は一部の施工を中止させる。この場合において必要があると認められるときは、甲乙協議して、工期を変更する。

第29条 契約解除

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき。
- (2) その責に帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込がないと明らかに認められるとき。
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2. 本条に基づく契約の解除については、損害賠償の請求を妨げないものとする。

第30条 乙の中止権・解除権

1. 次の各号にあたる時乙は、甲に対して何等の催告その他の手続きを要せず、直ちに工事を中止することができる。この場合、乙は甲に損害の賠償を求めることができる。

- (1) 甲が支払いを遅延したとき。

2. 乙は、甲が次の各号にあたる時、甲に対して何等の催告その他の手続きを要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約の各条項の一に違反したとき。
- (2) 破産、民事再生等の申し立てを受け、若しくは申し立てをしたとき又は差押、仮差押、仮処分等の申し立てを受けたとき及びこれらに準ずる経営上の重大事項が発生したとき。
- (3) 財産状態が悪化し、もしくはその恐れがあり又はその他の事由により本契約に基づく債務の履行が期待できないと認められる相当の事由があるとき

3. 第2項による工事の中止又は契約の解除の場合、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。

第8章 一般条項

第31条 機密情報保持

1. 本契約において秘密情報とは、甲または乙が、口頭または書面その他方法を問わず、本検討のために相手側へ開示・提供した営業上、技術上または業務上の情報・資料のうち、次のものをいう。（以下、甲乙のうち、情報・資料を開示・提供する者を「開示者」、開示・提供を受ける者を「受領者」という。）

- (1) 開示者が当該情報・資料に秘密である旨を明記して開示したもの。
- (2) 口頭その他秘密である旨を明記することが困難な方法による開示の場合、開示者が、開示の際に秘密である旨を述べ、14日以内にその内容を書面にまとめ、秘密である旨を明記して受領者に交付したもの

2. 甲または乙が相手方から提供されたサンプル等について知り得た成分、組成、構造、製造法等に係る情報も相手方の秘密情報とする。

3. 前2項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 開示以前に、既に公知のもの。
- (2) 開示以前に、既に受領者が所有していたことを証明できるもの。
- (3) 開示後、受領者の責に帰すべき事由によらず公知となったもの。
- (4) 開示者に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から取得したものの。

4. 受領者は、秘密情報を厳に秘密として保持し、開示者の事前の書面による承諾なしに、これを第三者へ開示してはならず、また、本検討の遂行以外の目的に使用してはならない。受領者は、秘密情報を第三者に開示する場合は、当該第三者に対し、本契約により受領者が負っている義務と同等の義務を負わせるものとする。

5. 受領者は、秘密情報を自己の役員または従業員に開示する場合、本検討の遂行上必要な最小の役員または従業員に対してのみ開示するものとし、当該役員または従業員に対して、本契約により受領者が負っている義務と同等の義務を負わせるものとする。

6. 前2項に従って開示する場合といえども、受領者は、当該第三者および自己の役員または従業員の義務違反について、開示者に対して責任を負う。

7. 受領者は、開示者の事前の承諾なしに秘密情報を複製または複写してはならない。

8. 受領者は、開示者の事前の書面による承諾なしに、開示者から提供を受けたサンプル等を第三者に開示または提供してはならず、また、その成分・組成・構造等を知るための分析を行ってはならない。

9. 受領者が、本検討の過程で、またはその結果、開示者の秘密情報を利用して発明、考案または意匠の創作（以下これらを総称して「発明等」という）をなしたときは、直ちに開示者に報告するものとし、開示者の承諾なく産業財産権の出願を行ってはならない。

10. 受領者は、本検討が事由の如何を問わず終了したとき、または開示者から指示があったときは、開示者の指示に従い、秘密情報（その複製および複写物を含む）を直ちに開示者に返還または破棄する。

第32条 権利義務の譲渡

1. 甲又は乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

注) ただし書の適用については、たとえば、乙が工事に係る本契約金額債権を担保として資金を借り入れようとする場合（乙が、「下請セーフティネット債務保証事業」（平成11年1月28日建設省経振発第8号）により資金を借り入れようとする等の場合）が該当する。

2. 甲又は乙は、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料（工場製品を含む。以下同じ）を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第33条 補則

1. 契約書ならびにこの約款に定めのない事項については必要に応じ甲乙協議して定める。
2. 乙は、工事現場の安全衛生に関するルールを遵守する。
3. 乙は、甲の太陽光架台システム、太陽光パネルの設置工事に必要な工具、機械、機器、仮設備、安全設備、その他必要な機器、設備を用意する。
4. 乙は、各作業エリアの整理整頓、清掃を実施する。工事材料、支給品、貸与品、その他その他、工事を実行することにより発生する廃棄物について、乙は収集、所定の位置に運搬、廃棄する。

建設工事下請負契約の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

29年 9 月 28 日

甲

NCLAVE JAPAN 株式会社

〒106-0032

東京都港区六本木 2-2-2 イトーピア六本木 801

代表取締役 ホセ・ラモン・エルナンデス・フェルナンゼス



乙

株式会社メディア

〒337-0003 埼玉県さいたま市見沼区深作 3-3-2

代表取締役社長 山本 一哉



別紙1. プロジェクトサイトマップ

別紙2. モジュールレイアウト

別紙3. 杭、架台に関する資料

別紙4. 工事金額内訳書

別紙5. 工程表